

食品表示に関する行政評価・監視
結果報告書

－ 監視業務の適正化を中心として －

平成 22 年 9 月

総務省行政評価局

前 書 き

食品表示は、一般消費者が食品の品質を正しく理解した上で食品を選択し、消費するための重要な情報を一般消費者に提供するものであることから、必要な情報が分かりやすく、かつ、正しく表示されていることが不可欠である。

このため、食品表示については、食品の品質に関する適正な表示を行わせることによって一般消費者の選択に資するため、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下「JAS法」という。）に基づき、一般消費者向けに販売されるすべての飲食料品に対する品質表示の義務付け、すべての生鮮食品に対する原産地表示の義務付け等の規制が行われている。また、一般消費者に対する食品に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）において販売の用に供する食品等に関する表示基準が、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保する見地から、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）において不当な表示の禁止等が、国民の健康の保持増進の見地から、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）において虚偽・誇大な表示の禁止等が、それぞれ定められている。これらの法律等に基づき、国の行政機関、都道府県等の関係機関による立入検査等が行われているほか、食品表示等に関して委嘱された各種のモニター等により、食品表示が適正に行われているかについて日常的な監視が行われている。

しかし、近年、食肉加工卸売会社の食肉偽装事件、菓子製造販売会社の賞味期限の改ざん事件など、食品表示に対する一般消費者の信頼を低下させる事件が頻発し、各種世論調査においても、国民の食品表示に対する信頼が低下していることが明らかになっていること等から、食品表示に対する国民の信頼の回復が強く求められている。

なお、これまで各省庁縦割りとなっていた消費者行政を統一的・一元的に推進するため、平成 21 年 9 月 1 日、内閣府の外局として消費者庁が設置された。消費者庁は、消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を行うことを任務の一つとし（消費者庁及び消費者委員会設置法（平成 21 年法律第 48 号）第 3 条）、食品表示に関しては、JAS 法など上記の法律等に基づく権限の全部又は一部が消費者庁に移管された。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、関係機関による食品事業者に対する食品表示監視業務の適正化及び食品表示に対する国民の信頼の回復に向けた取組の推進を図る観点から、その実態を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

ただし、本勧告は、平成 18 年度及び 19 年度のデータに基づき調査したものである。現在、地方農政局等を含む国の出先機関については、「地域主権戦略大綱」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）に基づき、抜本的な改革を行うべく議論がなされており、当該抜本的改革に資する限りにおいて、活用されるべきものである。

目 次

第1	行政評価・監視の目的等	1
第2	行政評価・監視の結果	2
1	食品表示に関する監視業務の適正化	2
(1)	J A S法等に基づく監視業務	2
ア	立入検査・任意調査	2
イ	巡回調査及び一般消費者等による監視	28
(2)	食品衛生法に基づく監視業務	53
(3)	景品表示法に基づく監視業務	90
2	一般消費者等から提供された情報の迅速かつ適切な処理の推進	98
3	食品表示の信頼回復に向けた取組の推進	123
(1)	科学的・合理的な食品期限表示の設定の取組	123
(2)	コンプライアンスの徹底の取組	132
4	食品表示監視業務の業務量の検証及びこれに合わせた要員配置の見直し	138

図表等目次

1 食品表示に関する監視業務の適正化

(1) JAS法等に基づく監視業務

表 1-(1)-① 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）関係条文抜粋（消費者庁設置前後の条文対照表）	13
--	----

ア 立入検査・任意調査

表 1-(1)-ア-(7)-① 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和 26 年政令第 291 号）関係条文抜粋（消費者庁設置後の条文対照表）	16
--	----

表 1-(1)-ア-(7)-② 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 62 号）関係条文抜粋（消費者庁設置前後の条文対照表）	18
---	----

表 1-(1)-ア-(7)-③ 疑義情報の把握から立入検査の実施までの期間	19
---------------------------------------	----

表 1-(1)-ア-(7)-④ 疑義情報の把握から立入検査の実施までに 7 日間以上を要している例（5 件）	20
--	----

表 1-(1)-ア-(7)-⑤ センターの立入検査及び任意調査の実績	21
------------------------------------	----

表 1-(1)-ア-(7)-⑥ センターの立入検査に係る指示から実施までの期間	21
---	----

表 1-(1)-ア-(7)-⑦ 立入検査による改善措置後の指導状況	22
-----------------------------------	----

表 1-(1)-ア-(7)-⑧ 立入検査に係る事務処理期間	22
-------------------------------	----

表 1-(1)-ア-(7)-⑨ 改善報告の受理から改善確認までに 1 か月以上を要した理由	23
---	----

表 1-(1)-ア-(イ)-① 県域店舗に対して任意調査を行った理由等（抽出）	24
---	----

表 1-(1)-ア-(イ)-② 農政局・事務所が単独で実施した任意調査の不適正表示等の疑義の把握から調査実施までの期間	25
---	----

表 1-(1)-ア-(イ)-③ 不適正表示等の疑義の把握から任意調査まで 120 日間を超えている例	25
--	----

表 1-(1)-ア-(イ)-④ 任意調査で食品事業者の協力が得られず、産地偽装の疑義を確認できないまま処理を終えた例	26
--	----

表 1-(1)-ア-(イ)-⑤ 疑義情報の把握から任意調査の実施までの期間	26
---------------------------------------	----

表 1-(1)-ア-(イ)-⑥ 任意調査に伴う改善報告の受理から改善の確認までの期間（抽出）	27
--	----

イ 巡回調査及び一般消費者等による監視

表 1-(1)-イ-(イ)-① 一般調査で表示の欠落を発見した場合の処理が速やかに行われていないなどの例	40
--	----

表 1-(1)-イ-(イ)-② 一般調査による表示の欠落以外の不適正表示	41
--------------------------------------	----

表 1-(1)-イ-(イ)-③ 不適正表示（表示の欠落以外）の発見から地方農政局又は農 林水産省本省へ報告するまでの期間（広域店舗）	41
表 1-(1)-イ-(イ)-④ 不適正表示（表示の欠落以外）の発見から情報提供までの期 間（県域店舗）	42
表 1-(1)-イ-(イ)-⑤ 真正性確認調査実施状況（小売店舗・中間流通業者）	42
表 1-(1)-イ-(イ)-⑥ 小売店舗に対する真正性確認調査結果（有機農産物を除く。）	43
表 1-(1)-イ-(イ)-⑦ 中間流通業者に対する真正性確認調査結果（有機農産物を除 く。）	44
表 1-(1)-イ-(イ)-⑧ 遡及調査で表示の根拠が確認できなかった例	45
表 1-(1)-イ-(イ)-⑨ 国及び府県の一般調査による調査店舗の重複例	46
表 1-(1)-イ-(イ)-⑩ 県域事業者に対する指導状況（米穀を除く生鮮食品の場合）	47
表 1-(1)-イ-(イ)-⑪ 調査対象店舗の把握漏れがみられた農政局・事務所とその店 舗数	48
表 1-(1)-イ-(イ)-⑫ マスター名簿のメンテナンスが不十分などの例	48
表 1-(1)-イ-(イ)-⑬ 選定基準に反するなど不適切な選定を行っている例	48
表 1-(1)-イ-(イ)-⑭ 調査対象 18 課における巡回年数	49
表 1-(1)-イ-(エ)-① 食品表示ウォッチャーの人数の推移	49
表 1-(1)-イ-(エ)-② 中央ウォッチャーの募集期間及び委嘱期間	50
表 1-(1)-イ-(エ)-③ 地方ウォッチャーの委嘱（登録）期間	50
表 1-(1)-イ-(エ)-④ 中央ウォッチャーの定期報告による月別モニタリング調査 結果及び情報提供	50
表 1-(1)-イ-(オ)-① 科学的手法を用いた食品表示の真正性の検査実績	51
表 1-(1)-イ-(オ)-② 発見した表示の不適正及びその疑いの処理件数	51
（参考） 表示実施状況調査により把握された不適正な表示の割合 （小売店舗）	52

(2) 食品衛生法に基づく監視業務

表 1-(2)-① 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）関係条文抜粋（消費者 庁設置前後の条文対照表）	60
表 1-(2)-② 食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成 15 年厚生労働 省告示第 301 号）（抜粋）	65
表 1-(2)-③ 「広域流通食品の製造に係る衛生管理の徹底について」（平成 19 年 1 月 31 日付け食安発第 0131002 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長 通知）（抜粋）	68

表 1-(2)-④	指針等で示された事項等の記載状況	70
表 1-(2)-⑤	「平成 19 年度食品、添加物等の年末一斉取締りの実施について」(平成 18 年 11 月 16 日付け食安発第 1116002 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)(抜粋)	71
表 1-(2)-⑥	法違反を発見した場合の対応方針の策定状況(18 都道府県等)	72
表 1-(2)-⑦	立入検査による表示基準違反等の記録状況(18 都道府県等)	74
表 1-(2)-⑧	立入検査の延べ施設数及び食品表示基準違反の発見施設数(9 都道府県)	76
表 1-(2)-⑨	立入検査の延べ施設数及び食品表示基準違反の発見施設数(9 市区)	77
表 1-(2)-⑩	立入検査で発見した食品表示基準違反等で改善報告を受理したものの改善の現地確認状況(16 都道府県等)	78
表 1-(2)-⑪	立入検査で発見した食品表示基準違反等で、改善報告を受理していないものの改善の現地確認状況(16 都道府県等)	80
表 1-(2)-⑫	改善報告(始末書を含む。)を受理していない食品表示基準違反等(立入検査時に即時改善したものを除く。)のうち改善確認を行っていない又は改善確認に 31 日間以上を要している例	82
表 1-(2)-⑬	食品表示基準違反等事業者に対する保健所の事務処理及び措置が不適切な例	83
表 1-(2)-⑭	立入検査で発見した他の都道府県等が管轄する事業者の違反を当該都道府県等に通報していないなど、通報案件等の処理が不適切な例	88

(3) 景品表示法に基づく監視業務

表 1-(3)-①	不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号)関係条文抜粋(消費者庁設置前後の条文対照表)	93
表 1-(3)-②	公正取引委員会による申告の受付及び職権探知の実績	96
表 1-(3)-③	公正取引委員会の消費者モニターによる報告状況	96
表 1-(3)-④	公正取引委員会による不当表示(表示事件)に対する排除命令、警告及び注意の実績	97

2 一般消費者等から提供された情報の迅速かつ適切な処理の推進

表 2-①	国等における食品表示に係る情報の受付窓口	104
-------	----------------------	-----

(1) J A S 法関係

表 2-(1)-①	J A S 法関係機関の疑義情報・相談受付窓口	104
表 2-(1)-②	食品表示 110 番の受付実績の推移	105
表 2-(1)-③	食品表示 110 番の情報の受付方法及び窓口の周知方法	106

表 2-(1)-④	進行管理責任者の選任とその業務内容	106
表 2-(1)-⑤	食品表示 110 番で受け付けた情報の「進行工程管理チェックシート」の記載状況	107
表 2-(1)-⑥	「進行工程管理チェックシート」の記録の不備の内容	108
表 2-(1)-⑦	疑義情報の回付期間	113
表 2-(1)-⑧	疑義情報を受け付けてから現地確認を行うまでの期間	114

(2) 食品衛生法関係

表 2-(2)-①	疑義情報の受付から現地確認までの期間（9 都道府県食品衛生法担当部局）	115
表 2-(2)-②	疑義情報の受付から現地確認までの期間（9 市区食品衛生法担当部局）	115
表 2-(2)-③	食品衛生法担当部局における疑義情報の回付期間（9 都道府県）	116
表 2-(2)-④	食品衛生法担当部局における疑義情報の回付期間（9 市区）	117

(3) 健康増進法関係

表 2-(3)-①	情報提供・相談受付窓口の受付状況（7 地方厚生局）	118
表 2-(3)-②	健康増進法担当部局における情報提供・相談受付窓口の受付状況（9 都道府県健康増進法担当部局）	118
表 2-(3)-③	情報提供・相談受付窓口の受付状況（9 市区健康増進法担当部局）	119
表 2-(3)-④	関係機関に対する情報の回付に長期を要している例	119

(4) 景品表示法関係

表 2-(4)-①	公正取引委員会事務総局・地方事務所・支所が回付を受けた疑義情報の回付元機関別件数	120
表 2-(4)-②	公正取引委員会事務総局・地方事務所・支所が疑義情報を受けてから措置を行うまでの期間	120
表 2-(4)-③	公正取引委員会事務総局・地方事務所・支所における疑義情報の回付先機関別件数	120
表 2-(4)-④	公正取引委員会事務総局・地方事務所・支所における疑義情報の回付期間	121
表 2-(4)-⑤	消費者庁が回付を受けた疑義情報の回付元機関別件数	121
表 2-(4)-⑥	消費者庁が疑義情報を受けてから措置を行うまでの期間	121
表 2-(4)-⑦	消費者庁における疑義情報の回付先機関別件数	122
表 2-(4)-⑧	消費者庁における疑義情報の回付期間	122

3 食品表示の信頼回復に向けた取組の推進

(1) 科学的・合理的な食品期限表示の設定の取組

表 3-(1)-① 「食品期限表示の設定のためのガイドライン」(平成 17 年 2 月 25 日) の「期限表示設定の基本的な考え方」(抜粋) ……………	126
表 3-(1)-② 「食品等事業者に対する監視指導の強化について」(平成 19 年 12 月 12 日付け食安発第 1212007 号厚生労働省医薬食品局食品安 全部長通知)(抜粋) ……………	126
表 3-(1)-③ 「食品期限表示の設定のためのガイドラインの周知徹底につ いて(通知)」(平成 19 年 2 月 1 日付け 18 消安第 12371 号農林水産 省消費・安全局表示・規格課長通知) ……………	127
表 3-(1)-④ 「食品の期限表示の周知徹底及び消費者等への情報提供等につ いて」(平成 19 年 8 月 22 日付け 19 消安第 6182 号農林水産省消 費・安全局長通知) ……………	128
表 3-(1)-⑤ 27 食品事業者における科学的・合理的な食品期限表示の設定状況 ……	129
表 3-(1)-⑥ 科学的・合理的な食品期限表示の設定を行っていない理由・あい路 ……	129
表 3-(1)-⑦ 食品事業者の期限表示の設定に関する認知状況及び保健所による指 導状況 ……………	130
表 3-(1)-⑧ 「平成 19 年度食品、添加物等の年末一斉取締りの実施について」 (平成 18 年 11 月 16 日付け食安発第 1116002 号厚生労働省医薬 食品局食品安全全部長通知)(抜粋) ……………	130
表 3-(1)-⑨ 平成 19 年度食品、添加物等の年末一斉取締りによる消費期限の 表示の監視指導結果(全国都道府県等) ……………	131

(2) コンプライアンスの徹底の取組

表 3-(2)-① 食品表示事件の発生に対応した農林水産省によるコンプライアンス 徹底に関する関係通知 ……………	134
表 3-(2)-② 農林水産省が各食品事業者団体に対し「信頼性向上自主行動計画」 として策定を要請した対応事項 ……………	135
表 3-(2)-③ 農林水産省が示した「食品事業者の 5 つの基本原則」 ……………	135
表 3-(2)-④ コンプライアンスの徹底に向けた取組状況(27 食品事業者) ……………	136
表 3-(2)-⑤ コンプライアンスの徹底に向けた取組状況 ……………	137

4 食品表示監視業務の業務量の検証及びこれに合わせた要員配置の見直し

(1) 立入検査・任意調査の実績

表 4 監視業務担当職員数並びに巡回調査及び食品表示 110 番の担当者数 ……………	143
表 4-(1)-① 立入検査(任意調査) 1 件当たり職員数 ……………	144

表 4-(1)-② 立入検査・任意調査の検査（調査）日数及び違反の改善状況 の現地調査日数（抽出）	145
表 4-(1)-③ 立入検査・任意調査の平均事案処理期間	146

(2) 巡回調査の実績

表 4-(2)-① 7 農政局・事務所による一般調査の同行結果（広域事業者）	147
表 4-(2)-② 巡回調査（生鮮・小売）の調査品目数（広域店舗・県域店 舗別）	147
表 4-(2)-③ 年間巡回調査店舗数	148
表 4-(2)-④ 巡回調査 1 店舗当たりの平均調査員数	149

(3) 食品表示 110 番業務の実績

表 4-(3) 食品表示 110 番による年間受付件数	150
-----------------------------	-----